

令和5年10月5日

都道府県がん登録担当者 殿
都道府県がん登録室実務者 殿

国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所
がん登録センター長 井上 真奈美

全国がん登録における遡り調査の実施について

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）において、原発性のがんごとに、病院等からの届出対象情報に加え、法第11条に基づいて作成及び提出される死亡者情報票を審査整理してデータベースを整備し、原発性のがんの把握をすることとされています。

例年9月から11月に、法第14条に基づき、死亡者情報票によって初めて判明したがん（死亡者新規がん情報）に関して、厚生労働省令で定める事項を、貴職宛に通知し、法第16条に基づき、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院等の管理者に対して、データベース内の未届情報について調査協力を依頼しています（遡り調査）。

今般、令和4年3月18日～3月22日に実施したデータベースのシステム更改に伴う不具合解消の遅れにより、遡り調査については、開始時期が例年よりも遅れております。

現在、これらの復旧作業に努めているところですので、遡り調査の開始時期については、決まり次第ご連絡いたします。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。